

第2節 主体別環境行動指針

1 基本的な考え方

主体別環境行動指針は、市民、事業者、市、民間団体に対し、基本計画であげた施策の方針に従って、各主体が取り組むべき環境に配慮した事項を示し、自主的な配慮行動を促すことにより、基本計画の目指す環境像の実現を確固たるものにするをねらいとしています。

行動指針（各主体の具体的な取組み）

- 指針 1 空気のすがすがしさを確保するために
- 指針 2 きれいな水環境を確保するために
- 指針 3 快適な静けさを確保するために
- 指針 4 有害化学物質による環境汚染を防止するために
- 指針 5 緑を楽しめるまちづくりを進めるために
- 指針 6 安心して親しめる水辺をつくるために
- 指針 7 歴史的資源をまちなみづくりに生かすために
- 指針 8 地域が保有する自然環境を維持するために
- 指針 9 自然と親しみ、学ぶ機会を増やすために
- 指針 10 4 R型の資源循環利用を促進するために
- 指針 11 ごみの適正処理を推進するために
- 指針 12 地下水を保全し、水環境を守るために
- 指針 13 地球温暖化防止に向けた行動をとるために
- 指針 14 エネルギーを効率的に利用するために
- 指針 15 オゾン層保護の取組みを推進するために
- 指針 16 環境に関する情報を収集し、提供するために
- 指針 17 環境教育・環境学習を推進するために
- 指針 18 環境保全活動の仕組みをつくるために
- 指針 19 環境保全活動に参加するために

市 民

都市・生活型公害、廃棄物問題、地球温暖化をはじめとする地球環境問題など、今日の環境問題は、私たちの生活様式が大きく影響しています。このような環境を改善し、目指す環境像を実現するためには、市民一人ひとりが環境にやさしい行動を実行し、継続することが必要です。

市民の環境行動指針は、市民が日常生活において環境に配慮すべき具体的事項を示したものであり、これらを参考とした自主的な行動を進めるものです。

事 業 者

事業者は、自らの事業活動が及ぼす環境への負荷の状況を把握し、その負荷の低減に向けた取組みを一層進めることが求められています。事業者の環境行動指針は、事業者が事業活動において環境に配慮すべき事項を示したものであり、これらを参考とした自主的な環境保全への取組みや行動を進めるものです。

市

市は、市内における大規模事業所の一つであり、資源やエネルギーの消費、廃棄物の排出などの活動に配慮する責務を負うとともに、広く環境に関する普及啓発を進めなければなりません。そのため、市民や事業者に率先して環境に配慮した行動をとる必要があります。

市の環境行動指針は、市が進める施策や事業、あるいは職員の日常の行動を、環境に配慮したものとするため、率先して推進していくべき事項です。

民間団体

環境保全に関する民間団体の行動は、一つひとつをとれば市民の行動に共通したものが多く、原点は市民一人ひとりの取組みにあるといえます。

したがって、民間団体の環境行動指針は、市民の行動を基本とし、個人の力量だけでは取り組みにくいことに関して各組織の特徴を生かしながら、環境保全活動の展開を図る事項を示します。